

国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学寄附受入及び管理取扱規程

平成 16 年 4 月 1 日
規程第 81 号

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この規程は、国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学（以下「本学」という。）における金銭及び物品並びに不動産等の寄附の受入及び管理に関する取扱について必要な事項を定めることを目的とする。

2 金銭及び物品並びに不動産等の寄附の受入及び管理については、本学の規程又は法令に定めがある場合を除き、この規程の定めるところによるものとする。

(意義)

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は当該各号の定めによるものとする。

- 一 金銭 国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学債権債務管理及び出納事務取扱規程（以下「債権債務管理及び出納事務取扱規程」という。）第 2 条第 1 号に規定する現金、同条第 2 号に規定する預金、同 3 号に規定する有価証券及び銀行、農林中央金庫、商工組合中央金庫又は全国を地区とする信用金庫連合会が発行する債券、及び日本国有鉄道又は日本電信電話公社が発行する債券、並びに株式会社が発行する債券で学長が特に確実と認めるもの
- 二 物品 国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学物品管理取扱規程（以下「物品管理取扱規程」という。）第 3 条に規定する物品
- 三 不動産等 国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学不動産等管理取扱規程（以下「不動産等管理取扱規程」という。）第 3 条に規定する不動産等

第 2 章 寄附の受入

(寄附の申込及び決定)

第 3 条 本学に金銭又は物品若しくは不動産等を寄附しようとする者は、別表第 1 の第 1 号様式に定める寄附申込書により、学長に申し込まなければならない。

2 学長は、前項の規定により申し込まれた寄附の受入を決定した場合は、別表第 1 の第 2 号様式に定める寄附受入通知書により寄附申込者に通知するものとする。

(寄附の受入)

第4条 金銭による寄附については、次の各号に定める場合、これを受け入れることができる。

- 一 学生に貸与又は給与する学資にあてることを目的とする場合
 - 二 学生に貸与又は給与する図書、機械、器具及び標本等の購入費にあてることを目的とする場合
 - 三 学術研究に要する経費にあてることを目的とする場合
 - 四 前3号に規定するもののほか、教育研究の奨励のための経費にあてることを目的とする場合
- 2 物品又は不動産等による寄附については、次の各号に定める場合、これを受け入れることができる。
- 一 教育を目的として学生に使用させることを目的とする場合
 - 二 学術研究の用途に供することを目的とする場合
 - 三 前2号に規定するもののほか教育研究の奨励を目的とする場合及びその他学長が特に認める場合
- 3 役員又は職員が前2項に規定する寄附をうけたときは、すみやかに当該金銭又は物品若しくは不動産等を本学に寄附しなければならない。

(寄附の受入制限)

第5条 金銭による寄附については、次の各号に定める場合、これを受け入れることはできない。

- 一 寄附された金銭により取得した物品又は不動産等は無償で寄附者に贈与すること、又は著しく少額な対価で寄附者に譲渡又は使用させることを条件とする場合
 - 二 寄附された金銭による学術研究の結果得られた特許権、実用新案権、意匠権、商標権及び著作権その他これらに準ずる権利を、寄附者に著しく少額な対価で譲渡又は使用させることを条件とする場合
 - 三 寄附された金銭の使用について、寄附者が監査を行うことを条件とする場合
 - 四 寄附の申込後、寄附者がその意思により当該寄附の全部又は一部を取り消すことができることを条件とする場合
 - 五 前4号に規定するもののほか、学長が教育研究上特に支障があると認める場合
- 2 物品又は不動産等による寄附については、次の各号に定める場合、これを受け入れることはできない。
- 一 寄附された物品又は不動産等は無償又は著しく少額の対価にて寄附者に貸与又は使用させることを条件とする場合
 - 二 寄附された物品又は不動産等による学術研究の結果得られた特許権、実用新案権、意匠権、商標権及び著作権その他これらに準ずる権利を、

- 寄附者に著しく少額な対価で譲渡又は使用させることを条件とする場合
- 三 寄附された物品又は不動産等の処分について寄附者の承諾を得ることを条件とする場合
- 四 寄附の申込後、寄附者がその意思により当該寄附の全部又は一部を取り消すことができることを条件とする場合
- 五 前4号に規定するもののほか、学長が教育研究上、特に支障があると認める場合

(寄附目的の設定)

第6条 寄附者が寄附を行うにあたり当該寄附の目的を指定しない場合、学長は必要に応じてその目的を設定することができる。

(現金以外の金銭の寄附)

第7条 金銭の寄附については、債権債務管理及び出納事務取扱規程第2条第1号に規定する現金(以下同じ。)によるものとする。ただし、寄附者が特に希望する場合は、現金以外の金銭によることができる。

(寄附金等の受領手続)

第8条 学長は、第3条の規定により寄附の受入を決定した場合、すみやかに財務を担当する理事(以下「財務管理担当理事」という。)及び当該寄附について所掌する国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学会計事務取扱規程(以下「会計事務取扱規程」という。)第11条に規定する予算責任者に通知するものとする。

2 前項の通知をうけた予算責任者は、国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学予算及び決算取扱規程(以下「予算及び決算取扱規程」という。)第7条に規定する予算の補正を財務管理担当理事に申請するとともに、当該寄附について所掌する会計事務取扱規程第15条に規定する経理責任者に通知するものとする。

3 経理責任者は、前項の通知により寄附者からの金銭又は物品若しくは不動産等の受領にあたり経理責任者が設定した受領期限を経過した場合、寄附者に対して延滞金は課さないものとする。

(寄附金の受領報告)

第9条 経理責任者は、寄附者から金銭を受領した場合は、当該寄附について所掌する予算責任者に報告しなければならない。

2 前項の通知をうけた予算責任者は、財務管理担当理事に予算の補正を申請しなければならない。

3 予算責任者は、現金以外の金銭による寄附については、当該寄附を現金に換えたときに、その得られる金額をもって予算の補正を申請するものとする。

(寄附物品又は不動産等の受領報告)

第10条 経理責任者は、寄附者から物品又は不動産等を受領した場合は、当該寄附について所掌する資産管理責任者に報告するとともに会計事務取扱規程第15条第3項に規定する主任経理責任者に通知しなければならない。

(礼状の発送)

第11条 経理責任者は、寄附者より金銭又は物品若しくは不動産等を受領した場合は、別表第1の第3号様式に定める礼状を発送するものとする。

(現金以外の寄附の換金)

第12条 経理責任者は、寄附者から第7条ただし書きの規定により現金以外の金銭による寄附を受領した場合、すみやかにそれを現金に換えなければならない。ただし、次の各号に該当する場合で、学長が特に認める場合は、当該各号が規定する期間現金に換えないことができる。

- 一 第2条第1号に規定する預金又は有価証券で満期が到来していない又は償還期間が経過していない場合で且つその到来前に現金に換えた場合は、回収される金額が当該寄附金銭の評価額を著しく下回る場合、当該寄附の満期が到来するまで又は償還期間が経過するまでの期間
- 二 その他学長が特に認める場合は、学長が定める期間

第3章 寄附金銭及び物品並びに不動産等の管理

(寄附金等の使用)

第13条 寄附された金銭又は物品若しくは不動産等を所掌する予算責任者又は資産管理責任者は、当該寄附金銭又は物品若しくは不動産等を、寄附者又は学長が定めた寄附目的にそって有効に使用しなければならない。

(寄附金等の管理)

第14条 寄附された金銭及び物品並びに不動産等（寄附された金銭により取得又は賃借された物品又は不動産等を含む。）の管理については、債権債務管理及び出納事務取扱規程、物品管理取扱規程、不動産等管理取扱規程及び国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学図書館規程の趣旨に従い行うものとする。

(使用結果の報告)

第15条 経理責任者は、寄附者から当該寄附金銭及び物品並びに不動産等（寄附された金銭により取得又は賃借された物品又は不動産等を含む。）の使用状況及び結果について報告を求められた場合は、すみやかにこれに応じなければならない。

（寄附対象者の異動に伴う金銭の取扱）

第16条 予算責任者は、寄附された金銭に係る予算について、役員又は職員が退職することにより当該寄附の目的を達成できない場合で且つ寄附者の意思又は寄附条件等から判断して他に当該寄附について目的を設定することが認められるときは、学長に新たに目的を設定するよう申請しなければならない。ただし、当該役員又は職員が退職後引き続き他の国立大学法人に採用される場合は、学長の承認を得て当該寄附金銭を役員又は職員が採用される国立大学法人に無償譲渡するよう財務管理担当理事に申請するものとする。

2 前項本文の規定により学長が寄附目的を設定した場合又は同項ただし書きの規定により他の国立大学法人に譲渡することを承認した場合は、予算責任者は、財務管理担当理事に当該寄附金銭による予算について補正を行うよう申請しなければならない。

3 前2項の規定については、学長が教育研究上又は寄附の目的若しくは条件から判断して特に支障があると認める場合はこの限りではない。

（寄附対象者の異動に伴う物品又は不動産等の取扱）

第17条 資産管理責任者は、寄附された物品又は不動産等（寄附された金銭により取得された物品又は不動産等を含む。）について、役員又は職員が退職することにより当該寄附の目的を達成できない場合で且つ寄附者の意思又は寄附条件等から判断して他に当該寄附について目的を設定することが認められるときは、学長に新たに目的を設定するよう申請しなければならない。ただし、当該役員又は職員が退職後引き続き他の国立大学法人に採用される場合は、学長の承認を得て、当該寄附物品又は不動産等を役員又は職員が採用される国立大学法人に無償譲渡するものとする。

2 前項の規定については、学長が教育研究上又は寄附の目的若しくは条件等から判断して特に支障があると認める場合はこの限りではない。

第4章 雑則

（現金等以外の金銭の出納保管）

第18条 現金以外の金銭による寄附のうち、銀行、農林中央金庫、商工組合中央金庫又は全国を地区とする信用金庫連合会が発行する債券、及び日本国有鉄道又は日本電信電話公社が発行する債券並びに株式会社が発行する債券で学長が特に確実と認めるものの出納及保管については、債権債務管理及び出納事務取扱規程第2条第3号に規定する有価証券の取扱に準じるものとする。

（寄附対象の判断）

第19条 寄附の受入にあたり、当該寄附が役員又は職員の職務上の教育研究に対する寄附か又は役員又は職員に対する贈与か区別することが困難である場合には、学長が寄附者の意思、寄附の条件等により総合的に判断するものとする。

（寄附金の残額の返還）

第20条 金銭による寄附について、寄附目的が完了したときに使用残額がある場合、寄附者が申込時に当該残額を寄附者に返還する旨の条件を付していた場合に限り、これを返還することができる。

2 前項に規定する返還を行う場合は、予算責任者は、学長の承認を得た後、財務管理担当理事に予算の補正及び当該残額の返還を申請するものとする。

（他の国立大学法人からの譲渡）

第21条 他の国立大学法人を退職し本学に採用された役員又は職員について、当該他の国立大学法人が所有する当該役員又は職員を使用することを目的とする寄附金銭又は物品若しくは不動産等（当該金銭により取得された物品若しくは不動産等を含む。）を、当該役員又は職員が使用する旨の条件を付して本学に無償譲渡した場合、学長はその条件を使用の目的と見なして寄附があったものと見なす。

2 学長は、上記金銭又は物品若しくは不動産等を他の国立大学法人より無償譲渡されるにあたり、寄附者が他の国立大学法人に寄附する際に付した条件等を尊重しなければならない。ただし、その条件が本学の教育研究上特に支障があると認められる場合は、この限りではない。

（実施規定）

第22条 この規程の実施のための手続その他その執行について必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。